

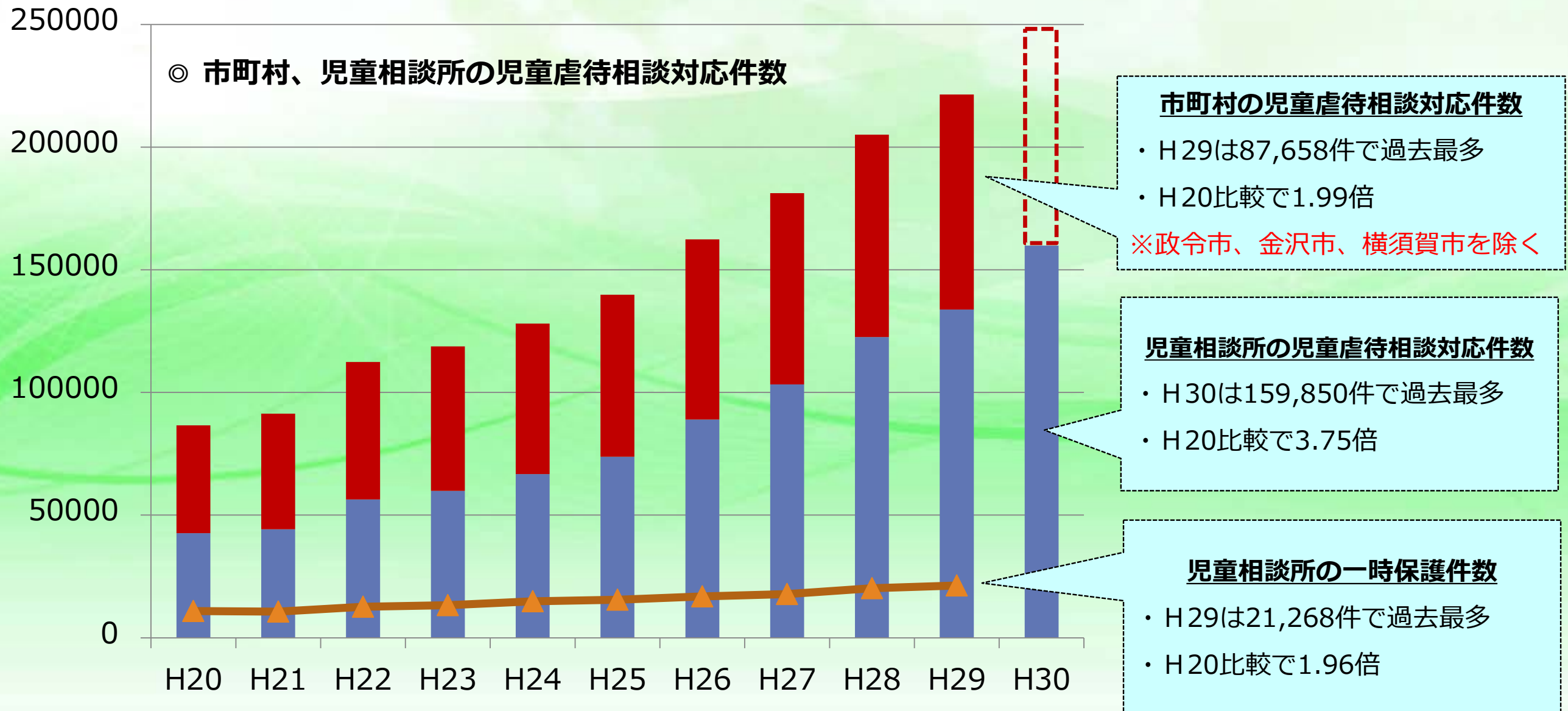
**中核市市長会
児童虐待防止に向けた提言**

令和元年11月12日（火）

1. 児童虐待防止への課題①

児童虐待相談件数増加への対応

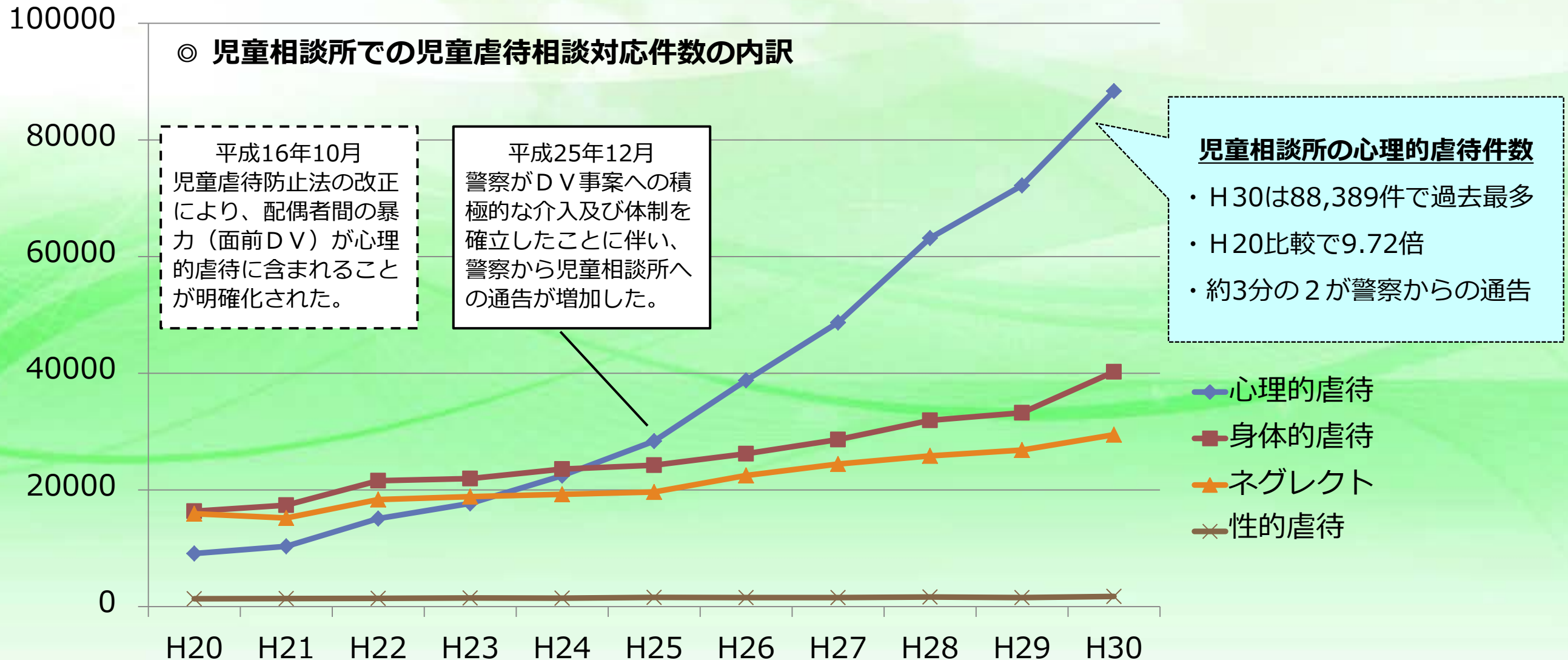
- ・ 児童相談所、市町村の児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿っており、国、都道府県、市町村が一丸となって児童虐待の未然防止や児童虐待の対応に取り組む必要がある。
- ・ 児童相談所の児童虐待相談対応件数の増加が著しい（2ページに内訳を紹介）。



1. 児童虐待防止への課題②

心理的虐待増加への対応

- ・心理的虐待に関する通告が10年間で約10倍に増えており、児童相談所の負担増加の一因となっている。
- ・平成25年に警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立したことにより、警察から児童相談所への通告が増加していることが主要因であり、この課題に対して、児童相談所と市町村が協力して対応していく必要がある。



2. 中核市の児童虐待防止に向けた体制強化

低
↑
リスクの程度
↓
高

子育て世代包括支援センター

- ・「子育て世代包括支援センター」が担う妊娠期から子育て期に渡る総合的相談や寄り添い支援が児童虐待の未然防止につながる。
- ・令和元年11月現在 中核市55市が設置。

子ども家庭総合支援拠点

- ・「子ども家庭総合支援拠点」を中心に、児童相談所と連携して児童虐待の対応にあたっている。
- ・令和元年11月現在 中核市33市が設置。
(そのうち28市は国基準よりも多い人員を配置)

児童相談所

- ・介入機能を持つ児童相談所については、地域の実情に応じて各市が設置を判断している。
- ・令和元年11月現在 中核市3市が設置。

今後の体制強化

- ・2020年度までに全中核市に設置。
- ・児童虐待の未然防止に向けて、各市が人員増やサービス拡充などの体制強化を図る。

- ・2022年度までに全中核市に設置。
(児童相談所設置市を除く)
- ・これまで以上に児童虐待の対応を行うため、各市が人員増などの体制強化を図る。

- ・設置市は今後増加予定。
- ・中核市への一律義務化ではなく、地域の実情(4ページ参照)に応じて各市が設置を判断する。

3. 中核市の児童相談所設置における地域の実情

児童相談所管轄人口の違い①

- 児童相談所管轄人口のうち、中核市人口が占める割合に違いがある。

100%	1市
80%以上	4市
60%以上	15市
40%以上	23市
40%未満	12市

奈良市 (42.2%)
旭川市 (55.9%) 豊橋市 (53.3%)
船橋市 (45.4%) 尼崎市 (43.7%)
柏市 (30.4%) 鹿児島市 (46.6%)
※ 児相設置を検討している7市は
全て60%未満

各市の取組状況の違い

- 都道府県の児童相談所との連携に差異がある。
(例) ・管轄の児童相談所よりも多い件数の児童虐待の対応を行っている中核市 (15市/55市)
・協定を締結するなど、児童相談所との役割分担を明確にしている。
・児童相談所との人事交流を行っている。
- 子ども家庭総合支援拠点の配置基準を満たした体制を整えている中核市 (33市/58市)

児童相談所管轄人口の違い②

- 管轄人口が100万人を超えている児童相談所がある都道府県 (東京都、政令市除く)
埼玉県 (3か所)、千葉県 (3か所)、茨城県 (2か所)
大阪府 (2か所)、兵庫県 (1か所)、鹿児島県 (1か所)
- 管轄人口が全て50万人未満の都道府県 (政令市除く)
青森県、秋田県、新潟県、石川県、鳥取県、島根県
山口県 ※ 鳥取県、島根県は全て30万人未満

その他

- 人口規模が約19~64万人まで幅広い。
- 児童養護施設等の充足状況に差異がある。
- 都道府県の児童相談所が市内に置かれている中核市 (48市) と置かれていない中核市 (7市) がある。
- 現在の体制 (都道府県 = 児相、市 = 支援拠点)のもと、地域の体制を強化するために、都道府県または市が新たな施設整備を行ったばかりの地域がある。

児童虐待防止に向けた提言

- 1 児童虐待防止に向けて、中核市が最も取り組むべき役割は、住民に最も身近な行政機関として、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、母子保健分野や福祉分野が連携をして、子育て家庭への寄り添い支援を行い、児童虐待の未然防止に努めることである。
- 2 児童相談所が一時保護などの緊急性を要する、専門性の高い重症案件を中心に対応を行うのに対して、「子ども家庭総合支援拠点」では、継続的・長期的な支援が必要となる案件を中心に対応を行うなど、増加する児童虐待に対して、役割分担・連携してその対応にあたる必要がある。
- 3 児童相談所の体制強化については、本来都道府県が実施すべきであり、より一層の改善が図られ、児童相談所の管轄区域の見直しなどの諸課題が解決されることを期待する。しかし、それぞれの中核市の現状の中で、中核市が介入機能を持つ児童相談所を設置することが、地域におけるきめ細かい児童虐待対応を実現することに繋がる場合もあるため、地域の実情に応じて児童相談所の設置を各市が判断する。
- 4 最近の児童虐待相談件数増加の主要因は、心理的虐待の増加によるものであり、児童相談所と市町村が役割分担・連携してその対応にあたる必要がある。中核市としても積極的に連携・協力していく。
- 5 各市がこれらの児童虐待防止対策を着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置及び専門的人材の確保・育成にかかる支援の充実を図ることが求められる。